

▼目次

1. 介護保険制度の持続可能性、負担の在り方で議論 社保審部会
2. 自己負担 2 割の対象者拡大、「能力に応じて負担を求める」 上野厚労相
3. 中山間・人口減少地域の訪問介護、包括的評価実施へスケジュール案

1.介護保険制度の持続可能性、負担の在り方で議論 社保審部会

- ・社会保障審議会・介護保険部会が 27 日に開催され、「持続可能性の確保」をテーマに議論を行った。厚生労働省は「1 号保険料負担の在り方」「一定以上所得、現役並み所得の判断基準」など、負担の在り方に関する課題を挙げ意見を求めた。
- ・「一定以上所得、現役並み所得」の判断基準について厚労省は、「一定以上所得のある方」の 2 割負担（2015 年施行）および 3 割負担（2018 年施行）の導入前後で、サービス利用の傾向に顕著な差はなかったことを報告した。さらに、25 年 6 月現在、第 1 号被保険者の要介護（支援）認定者 715 万 3,545 人のうち、2 割負担に該当するのは、約 4.7%（33 万 5,240 人）、3 割負担に該当するのは、約 4.2%（30 万 3,472 人）とのデータを示した。
- ・また、06 年度に約 7.7%だった実質負担率は、その後、制度改正等の影響によって増減しているものの、21 年度から 23 年度までは約 7.6%で「横ばい」の状況であることを報告した。「一定以上所得」の判断基準については、23 年 12 月 22 日の厚生労働大臣・財務大臣折衝で、「第 10 期介護保険事業計画期間の開始（2027 年度）の前までに結論を得る」とされていた。
- ・「負担の在り方」については多くの委員から「進めるべき」との方向性が示されたが、「議論は慎重に」との意見が相次いだ。
- ・石田路子委員（高齢社会をよくする女性の会副理事長）は「国の政策で物価対策など行い、高齢者の生活を安定させたいうえで、2 割負担の対象者の拡大を考えるべき」とした。平山春樹委員（日本労働組合総連合会生活福祉局局長）は「医療においても負担の在り方について議論が行われている。医療・介護ともに高齢者に与える影響を十分に考えながら丁寧かつ慎重に議論を進めることが重要」と言及した。
- ・幸本智彦委員（日本商工会議所社会保障専門委員会委員）は「能力に応じた負担により制度の持続可能性を高める、また、現役世代の負担軽減の観点から必要な見直しを行うことは避けられない」とした。伊藤悦郎委員（健康保険組合連合会常務理事）は「年齢に関係なく負担能力のある方には、一定程度負担していただくことが必要。低所得者の方に配慮しつつ、利用者負担を原則 2 割とするといった踏み込んだ見直しを図るべき」と意見を述べた。

- ・東憲太郎委員（全国老人保健施設協会会長）は介護保険制度の持続可能性を担保するために「公費の投入割合についても議論する必要がある」との見解を示した。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第 127 回社会保障審議会介護保険部会の資料について

令和 7 年 10 月 27 日（月）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65232.html

2. 自己負担 2 割の対象者拡大、「能力に応じて負担を求める」上野厚労相

- ・上野賢一郎厚生労働相は 10 月 31 日の記者会見で、介護保険制度における自己負担 2 割の対象者拡大について「介護保険制度の持続可能性を維持することと、サービスの質を確保するためには、高齢者にも能力に応じた負担を求めていくことも必要」との見解を示した。
- ・上野厚労相は、給付と負担のバランスを図る重要性を述べ、10 月 27 日の社会保障審議会・介護保険部会で利用者負担が 2 割負担となる所得の判断基準などを含め議論が行われたと説明した。
- ・同介護保険部会では「1 号保険料負担の在り方」「一定以上所得、現役並み所得の判断基準」などをテーマに議論が本格化した。「負担の在り方」については多くの委員から「見直しを進めるべき」との方向性が示された一方で、慎重な議論を求める意見が相次いだ。
- ・これを踏まえて上野厚労相は、「介護保険部会などで様々な意見をしっかりと承り、年末までに結論が出せるように丁寧な検討を深めていきたい」と言及した。
- ・また、従来型保険証の新規発行が 24 年 12 月に停止し、その後 1 年間は使える経過措置が 25 年 12 月 1 日に終了することについて「引き続き皆様が円滑に医療機関などを受診できることが重要」とした上で、「対応を進めていきたい」と述べた。
- ・今年 7 月末に実施された国民健康保険の保険証切替えでは「大きな混乱は特段なかった」との認識を示し、「12 月も混乱が生じないよう、医療機関の受診時にはマイナ保険証か資格確認書を持参いただくなど、受診方法について更なる周知徹底に努める」と言及した。

※詳細は下記資料をご参照ください。

上野大臣会見概要（令和 7 年 10 月 31 日（金）09:44～09:56 省内会見室）

https://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000194708_00864.html

3.中山間・人口減少地域の訪問介護、包括的評価実施へスケジュール案

- ・社会保障審議会・介護保険部会が10日に開催され、厚生労働省は、これまで同部会で議論した「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制」に関する各論点について整理を行い、その方向性を提示した。中山間・人口減少地域における報酬の仕組みでは、特例介護サービスの新たな類型を活用し、訪問介護に現行の出来高報酬と併せて月単位の定額払いによる包括的評価を選択できるようにする方向性を示していたが、今回、希望する自治体が第10期計画期間（2027－2029年度）内に実施できるよう、具体的なスケジュール案を示した。
- ・包括的な評価の具体的な報酬設計については、利用者像ごとに複数段階の報酬区分を設定することや、支給限度額との関係性にも配慮しつつ包括化の対象範囲を設定するなど、「きめ細かな報酬体系とする方向で丁寧に検討を進める」としている。
- ・また、包括的な評価の仕組みを導入する事業者の経営状況やサービス提供状況などに与える影響を十分に検証した上で、「関係者の意見も丁寧に伺いながら検討することが必要」と補足した。
- ・厚労省はイメージとして、「月単位・定額で算定し、各種加算も大きくくりで包括化、一定程度簡素な仕組み」を想定している。具体的な報酬の在り方については、今後、介護給付費分科会において議論する。第10期計画期間中の実施を目指し、同分科会において第9期計画期間中（26年度まで）に、単価の在り方の検討を進める方針を示した。
- ・伊藤悦郎委員（健康保険組合連合会常務理事）は利用者像に応じた複数段階の報酬区分を設け、支給限度額との関係にも配慮して包括化の対象範囲を定めるなど、きめ細かな報酬体系へ向けた丁寧な検討を求めた。また、「活用状況や報酬水準の妥当性については、保険財源の適正利用が担保されるよう、実態把握と検証を十分に行う必要がある」と意見を述べた。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第128回社会保障審議会介護保険部会の資料について

令和7年11月10日（月）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65728.html